

令和 7 年第 1 回

宇土市議会臨時会議案

令和 7 年 1 月 2 0 日招集

令和 7 年第 1 回市議会臨時会議案目次

番 号	議 案 名	ページ
議案第 1 号	宇土市議会議員の議員報酬等に関する条例の一部を改正する 条例について	1
議案第 2 号	宇土市長等の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条 例について	2
議案第 3 号	宇土市教育委員会教育長の給与等に関する条例の一部を改正 する条例について	3
議案第 4 号	宇土市一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条 例について	4
議案第 5 号	令和 6 年度宇土市一般会計補正予算（第 5 号）について	1 9 別冊
議案第 6 号	令和 6 年度宇土市一般会計補正予算（第 6 号）について	〃
議案第 7 号	令和 6 年度宇土市国民健康保険特別会計補正予算（第 4 号） について	2 0 別冊
議案第 8 号	令和 6 年度宇土市介護保険特別会計補正予算（第 3 号）につ いて	〃
議案第 9 号	令和 6 年度宇土市水道事業会計補正予算（第 3 号）について	2 1 別冊
議案第 1 0 号	令和 6 年度宇土市下水道事業会計補正予算（第 3 号）につい て	〃
報告第 1 号	専決処分の報告について 専決第 1 号 訴えの提起について	2 2
報告第 2 号	専決処分の報告について 専決第 2 号 訴えの提起について	2 4

議案第 1 号

宇土市議会議員の議員報酬等に関する条例の一部を改正する条例について

宇土市議会議員の議員報酬等に関する条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和 7 年 1 月 2 0 日提出

宇土市長 元 松 茂 樹

宇土市議会議員の議員報酬等に関する条例の一部を改正する条例

(宇土市議会議員の議員報酬等に関する条例の一部改正)

第 1 条 宇土市議会議員の議員報酬等に関する条例（昭和 3 4 年条例第 4 号）の一部を次のように改正する。

第 5 条第 2 項ただし書中「、「1 0 0 分の 1 7 0」を「1 0 0 分の 1 7 0」と、「1 0 0 分の 1 2 7. 5」とあるのは「1 0 0 分の 1 7 5」に改める。

第 2 条 宇土市議会議員の議員報酬等に関する条例の一部を次のように改正する。

第 5 条第 2 項ただし書中「1 0 0 分の 1 2 2. 5」とあるのは「1 0 0 分の 1 7 0」と、「1 0 0 分の 1 2 7. 5」とあるのは「1 0 0 分の 1 7 5」を「1 0 0 分の 1 2 5」とあるのは、「1 0 0 分の 1 7 2. 5」に改める。

附 則

(施行期日等)

第 1 条 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第 2 条の規定は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

2 第 1 条の規定による改正後の宇土市議会議員の議員報酬等に関する条例（以下「改正後の条例」という。）の規定は、令和 6 年 1 2 月 1 日から適用する。

(期末手当の内払)

第 2 条 改正後の条例の規定を適用する場合には、第 1 条の規定による改正前の宇土市議会議員の議員報酬等に関する条例の規定に基づいて支給された期末手当は、改正後の条例の規定による期末手当の内払とみなす。

提案理由

市議会議員の期末手当について、令和 6 年人事院勧告に伴う国家公務員特別職の職員の給与改定に準じ、条例を改正する。

これが、この議案を提出する理由である。

議案第2号

宇土市長等の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例について

宇土市長等の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和7年1月20日提出

宇土市長 元 松 茂 樹

宇土市長等の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例

(宇土市長等の給与及び旅費に関する条例の一部改正)

第1条 宇土市長等の給与及び旅費に関する条例（昭和51年条例第5号）の一部を次のように改正する。

第3条第2項ただし書中「、「100分の170」を「「100分の170」と、「100分の127.5」とあるのは「100分の175」に改める。

第2条 宇土市長等の給与及び旅費に関する条例の一部を次のように改正する。

第3条第2項ただし書中「100分の122.5」とあるのは「100分の170」と、「100分の127.5」とあるのは「100分の175」を「100分の125」とあるのは、「100分の172.5」に改める。

附 則

(施行期日等)

第1条 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条の規定は、令和7年4月1日から施行する。

2 第1条の規定による改正後の宇土市長等の給与及び旅費に関する条例（以下「改正後の条例」という。）の規定は、令和6年12月1日から適用する。

(給与の内払)

第2条 改正後の条例の規定を適用する場合には、第1条の規定による改正前の宇土市長等の給与及び旅費に関する条例の規定に基づいて支給された給与は、改正後の条例の規定による給与の内払とみなす。

提案理由

市長等の期末手当について、令和6年人事院勧告に伴う国家公務員特別職の職員の給与改定に準じ、条例を改正する。

これが、この議案を提出する理由である。

議案第3号

宇土市教育委員会教育長の給与等に関する条例の一部を改正する条例について

宇土市教育委員会教育長の給与等に関する条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和7年1月20日提出

宇土市長 元 松 茂 樹

宇土市教育委員会教育長の給与等に関する条例の一部を改正する条例
(宇土市教育委員会教育長の給与等に関する条例の一部改正)

第1条 宇土市教育委員会教育長の給与等に関する条例（平成12年条例第42号）の一部を次のように改正する。

第3条第2項ただし書中「、「100分の170」を「100分の170」と、「100分の127.5」とあるのは「100分の175」に改める。

第2条 宇土市教育委員会教育長の給与等に関する条例の一部を次のように改正する。

第3条第2項ただし書中「100分の122.5」とあるのは「100分の170」と、「100分の127.5」とあるのは「100分の175」を「100分の125」とあるのは、「100分の172.5」に改める。

附 則

(施行期日等)

第1条 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条の規定は、令和7年4月1日から施行する。

2 第1条の規定による改正後の宇土市教育委員会教育長の給与等に関する条例（以下「改正後の条例」という。）の規定は、令和6年12月1日から適用する。

(給与の内払)

第2条 改正後の条例の規定を適用する場合には、第1条の規定による改正前の宇土市教育委員会教育長の給与等に関する条例の規定に基づいて支給された給与は、改正後の条例の規定による給与の内払とみなす。

提案理由

教育長の期末手当について、令和6年人事院勧告に伴う国家公務員特別職の職員の給与改定に準じ、条例を改正する。

これが、この議案を提出する理由である。

議案第4号

宇土市一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について

宇土市一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和7年1月20日提出

宇土市長 元 松 茂 樹

宇土市一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例
(宇土市一般職の職員の給与に関する条例の一部改正)

第1条 宇土市一般職の職員の給与に関する条例（平成12年条例第44号）の一部を次のように改正する。

第8条の2第1項第1号中「50,800円」を「51,600円」に改める。

第19条第2項中「期末手当基礎額に」の次に「、6月に支給する場合には」を加え、「第20条第2項において」を「以下」に改め、「100分の102.5）」の次に「、12月に支給する場合には100分の127.5（特定管理職員にあつては、100分の107.5）」を加え、同条第3項中「100分の58.75」との次に「、「100分の127.5」とあるのは「100分の71.25」と、「100分の107.5」とあるのは「100分の61.25」と」を加える。

第20条第2項第1号中「加算した額に」の次に「、6月に支給する場合には」を、「100分の122.5）」の次に「、12月に支給する場合には100分の107.5（特定管理職員にあつては、100分の127.5）」を加え、同項第2号中「勤勉手当基礎額に」の次に「、6月に支給する場合には」を、「100分の58.75）」の次に「、12月に支給する場合には100分の51.25（特定管理職員にあつては、100分の61.25）」を加える。

別表第1を次のように改める。

別表第1（第3条関係）

行政職給料表

職員の区分	職務級	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級
	号給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
定年前再任用短時間勤務職員以下	1	183,500	230,000	261,300	287,300	309,800	335,000	373,400
	2	184,600	231,500	262,300	288,900	311,500	336,900	376,000
	3	185,800	233,000	263,300	290,400	313,200	338,700	378,300
	4	186,900	234,500	264,300	291,900	314,700	340,500	380,500
	5	188,000	236,000	265,300	293,400	316,100	342,200	382,400
	6	189,700	237,500	266,300	294,900	317,400	343,900	384,700
	7	191,300	239,000	267,300	296,300	318,700	345,500	386,800

外 の
職 員

8	192, 900	240, 500	268, 300	297, 600	320, 000	347, 200	388, 800
9	194, 500	242, 000	269, 300	298, 800	321, 300	348, 800	390, 800
10	196, 200	243, 400	270, 300	300, 300	323, 100	350, 500	393, 100
11	197, 800	244, 800	271, 300	301, 800	324, 900	352, 100	395, 300
12	199, 400	246, 200	272, 300	303, 200	326, 600	353, 700	397, 500
13	201, 000	247, 400	273, 300	304, 600	328, 300	355, 200	399, 700
14	202, 700	248, 600	274, 300	305, 700	330, 000	356, 900	402, 000
15	204, 400	249, 800	275, 300	306, 700	331, 700	358, 500	404, 200
16	206, 100	251, 000	276, 400	307, 900	333, 400	360, 100	406, 500
17	207, 400	252, 100	277, 400	309, 100	335, 000	361, 700	408, 300
18	209, 000	253, 200	278, 700	310, 700	336, 700	363, 500	410, 200
19	210, 600	254, 300	280, 000	312, 300	338, 400	365, 000	412, 100
20	212, 100	255, 400	281, 200	313, 900	340, 000	366, 600	413, 900
21	213, 600	256, 400	282, 500	315, 400	341, 500	368, 000	415, 700
22	215, 200	257, 400	283, 800	317, 000	343, 100	369, 600	417, 500
23	216, 800	258, 400	285, 000	318, 600	344, 700	371, 200	419, 300
24	218, 400	259, 400	286, 200	320, 200	346, 200	372, 700	421, 100
25	220, 000	260, 400	287, 300	321, 700	347, 600	374, 600	422, 700
26	221, 700	261, 300	288, 500	323, 400	349, 300	376, 500	424, 200
27	223, 000	262, 200	289, 800	325, 000	350, 900	378, 400	425, 700
28	224, 300	263, 100	291, 100	326, 600	352, 500	380, 200	427, 200
29	225, 600	263, 900	292, 400	328, 000	353, 700	381, 700	428, 700
30	226, 700	264, 700	293, 400	329, 700	355, 200	383, 500	430, 000
31	227, 800	265, 500	294, 400	331, 400	356, 700	385, 200	431, 300
32	228, 900	266, 300	295, 500	333, 000	358, 200	386, 800	432, 500
33	230, 000	267, 000	296, 600	334, 200	359, 900	388, 500	433, 700
34	231, 100	267, 800	297, 800	336, 100	361, 700	389, 900	435, 000
35	232, 200	268, 600	298, 900	337, 800	363, 400	391, 300	436, 300
36	233, 300	269, 300	300, 100	339, 400	365, 100	392, 700	437, 500
37	234, 400	270, 000	301, 300	340, 900	366, 500	394, 100	438, 700
38	235, 400	270, 800	302, 600	342, 500	367, 800	395, 300	439, 500
39	236, 400	271, 600	303, 900	344, 100	369, 000	396, 500	440, 300
40	237, 300	272, 300	305, 200	345, 700	370, 400	397, 500	441, 100
41	238, 200	273, 000	306, 500	347, 400	371, 500	398, 600	441, 700
42	239, 100	273, 800	307, 800	349, 200	372, 400	399, 800	442, 300
43	239, 900	274, 600	309, 100	351, 000	373, 400	400, 900	442, 900
44	240, 700	275, 300	310, 400	352, 800	374, 500	402, 000	443, 500
45	241, 400	276, 000	311, 700	354, 300	375, 300	402, 700	444, 200

46	242, 000	276, 700	313, 000	355, 700	376, 200	403, 400	445, 000
47	242, 600	277, 400	314, 300	357, 100	377, 100	404, 100	445, 400
48	243, 200	278, 100	315, 400	358, 500	377, 900	404, 800	446, 100
49	243, 800	278, 800	316, 300	360, 000	378, 700	405, 400	446, 600
50	244, 400	279, 500	317, 600	360, 800	379, 500	406, 000	447, 000
51	245, 000	280, 200	318, 900	361, 800	380, 300	406, 500	447, 400
52	245, 500	280, 900	320, 200	362, 800	381, 000	406, 900	447, 800
53	246, 000	281, 500	321, 400	363, 700	381, 700	407, 300	448, 200
54	246, 400	282, 200	322, 700	364, 800	382, 400	407, 500	448, 600
55	246, 700	282, 800	323, 900	365, 700	383, 100	407, 800	449, 000
56	247, 000	283, 500	325, 100	366, 700	383, 800	408, 100	449, 300
57	247, 300	284, 100	326, 400	367, 600	384, 300	408, 400	449, 600
58	247, 600	284, 800	327, 500	368, 300	384, 900	408, 700	450, 000
59	247, 900	285, 400	328, 600	369, 000	385, 500	409, 000	450, 300
60	248, 200	286, 100	329, 700	369, 600	386, 200	409, 300	450, 600
61	248, 500	286, 700	330, 400	370, 000	386, 600	409, 500	450, 900
62	248, 800	287, 400	331, 300	370, 600	387, 200	409, 800	
63	249, 100	288, 000	332, 000	371, 300	387, 800	410, 100	
64	249, 400	288, 500	332, 800	372, 000	388, 300	410, 400	
65	249, 700	289, 000	333, 600	372, 300	388, 700	410, 600	
66	250, 000	289, 600	334, 000	373, 000	389, 300	410, 900	
67	250, 300	290, 100	334, 600	373, 700	389, 900	411, 200	
68	250, 600	290, 700	335, 300	374, 300	390, 400	411, 500	
69	250, 900	291, 200	336, 100	374, 600	390, 800	411, 700	
70	251, 200	291, 700	336, 800	375, 100	391, 300	412, 000	
71	251, 500	292, 300	337, 500	375, 700	391, 800	412, 300	
72	251, 800	292, 900	338, 100	376, 300	392, 400	412, 500	
73	252, 100	293, 400	338, 600	376, 600	392, 700	412, 700	
74	252, 400	293, 900	339, 200	377, 200	393, 100	413, 000	
75	252, 700	294, 300	339, 700	377, 900	393, 500	413, 300	
76	253, 000	294, 600	340, 300	378, 500	393, 900	413, 500	
77	253, 300	294, 800	340, 600	378, 900	394, 200	413, 700	
78	253, 600	295, 100	341, 100	379, 400	394, 500	414, 000	
79	253, 900	295, 300	341, 500	380, 000	394, 800	414, 300	
80	254, 200	295, 600	341, 900	380, 500	395, 000	414, 500	
81	254, 500	295, 800	342, 300	381, 000	395, 200	414, 700	
82	254, 800	296, 000	342, 800	381, 600	395, 500	415, 000	
83	255, 100	296, 300	343, 300	382, 100	395, 800	415, 300	

84	255, 400	296, 500	343, 800	382, 400	396, 000	415, 500	
85	255, 700	296, 800	344, 100	382, 800	396, 200	415, 700	
86	256, 000	297, 100	344, 500	383, 300	396, 500		
87	256, 300	297, 400	344, 900	383, 700	396, 800		
88	256, 600	297, 700	345, 300	384, 100	397, 000		
89	256, 900	298, 000	345, 600	384, 500	397, 200		
90	257, 200	298, 300	346, 000	385, 000	397, 500		
91	257, 500	298, 600	346, 400	385, 400	397, 800		
92	257, 800	299, 000	346, 800	385, 800	398, 000		
93	258, 100	299, 200	347, 000	386, 100	398, 200		
94		299, 400	347, 400				
95		299, 700	347, 800				
96		300, 100	348, 200				
97		300, 300	348, 400				
98		300, 600	348, 800				
99		301, 000	349, 200				
100		301, 400	349, 500				
101		301, 600	349, 800				
102		301, 900	350, 200				
103		302, 200	350, 600				
104		302, 500	351, 000				
105		302, 700	351, 500				
106		303, 000	351, 900				
107		303, 300	352, 300				
108		303, 600	352, 700				
109		303, 800	353, 200				
110		304, 200	353, 600				
111		304, 600	353, 900				
112		304, 900	354, 200				
113		305, 100	354, 700				
114		305, 300					
115		305, 600					
116		306, 000					
117		306, 200					
118		306, 400					
119		306, 700					
120		307, 000					
121		307, 400					

	122		307,600					
	123		307,900					
	124		308,200					
	125		308,500					
定年前再任用 短時間勤務職 員	基準給 料月額	基準給 料月額	基準給 料月額	基準給 料月額	基準給 料月額	基準給 料月額	基準給 料月額	基準給 料月額
	192,000	219,500	260,000	279,700	294,900	320,600	362,700	

第2条 宇土市一般職の職員の給与に関する条例の一部を次のように改正する。

第9条の前の見出しを削り、同条に見出しとして「(扶養手当)」を付し、同条第2項中第1号を削り、第2号を第1号とし、第3号から第6号までを1号ずつ繰り上げ、同条第3項中「前項第1号及び第3号から第6号までのいずれかに該当する扶養親族については1人につき6,500円、前項第2号に該当する扶養親族(以下「扶養親族たる子」という。)については1人につき10,000円」を「前項第1号に該当する扶養親族(次項において「扶養親族たる子」という。)については1人につき13,000円、前項第2号から第5号までのいずれかに該当する扶養親族については1人につき6,500円」に改め、同条第4項中「(以下「特定期間」という。)」を削り、「特定期間に」を「当該期間に」に改め、同条に次の1項を加える。

5 前各項に規定するもののほか、扶養親族の数の変更に伴う支給額の改定その他扶養手当の支給に関し必要な事項は、規則で定める。

第10条を次のように改める。

第10条 削除

第10条の2第2項第3号中「100分の15」を「100分の12」に改め、同項第4号中「100分の12」を「100分の8」に改め、同項第5号中「100分の10」を「100分の4」に改め、同項第6号及び第7号を削る。

第10条の4第1項第3号中「配偶者」の次に「(届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。同条において同じ。)」を加える。

第11条第1項第1号中「有料の道路(以下この項から第3項まで)」を「有料の道路(以下この条)に改め、同条第2項第1号中「以下この号及び次項」を「次項及び第5項」に、「いう。)」を「いう。)」に改め、同号ただし書を削り、同項第3号中「(1箇月当たりの運賃等相当額及び前号に定める額の合計額が55,000円を超えるときは、当該職員の通勤手当に係る支給単位期間のうち最も長い支給単位期間につき、55,000円に当該支給単位期間の月数を乗じて得た額)」を削り、同条第3項中「(第1号及び次項)」を「(第1号、次項及び第5項)」に改め、「でその利用が規則で定める基準に照らして通勤事情の改善に相当程度資するものであると認められるもの」を削り、同項第1号を次のように改める。

- (1) 特別急行列車等に係る通勤手当 支給単位期間につき、規則で定めるところにより算出した当該職員の支給単位期間の通勤に要する特別料金等の額に相当する額(第5項において「特別料金等相当額」という。)

第11条第4項中「地方公営企業等の労働関係に関する法律(昭和27年法律第28

9号)第3条第4号に規定する職員及び単純な労務に雇用される職員等であった者から引き続き」を「新たに」に改め、「でその利用が規則で定める基準に照らして通勤事情の改善に相当程度資するものであると認められるもの」を削り、同条中第8項を第9項とし、第5項から第7項までを1項ずつ繰り下げ、第4項の次に次の1項を加える。

5 運賃等相当額をその支給単位期間の月数で除して得た額(交通機関等が2以上ある場合においては、その合計額)、第2項第2号に定める額及び特別料金等相当額をその支給単位期間の月数で除して得た額(特別急行列車等が2以上ある場合においては、その合計額)の合計額が15万円を超える職員の通勤手当の額は、前3項の規定にかかわらず、当該職員の通勤手当に係る支給単位期間のうち最も長い支給単位期間につき、15万円に当該支給単位期間の月数を乗じて得た額とする。

第11条の2第3項中「地方公営企業労働関係法第3条第4号に規定する職員及び単純な労務に雇用される職員等であった者から引き続き給料表の適用を受ける職員となり、これ」を「新たに給料表の適用を受ける職員となったこと」に改め、「(任用の事情等を考慮して規則で定める職員に限る。)」を削る。

第17条の2第1項中「勤務した」を「勤務をした」に改め、同条第2項中「週休日等以外の日の午前0時から」を「午後10時から翌日の」に改め、「の間」の次に「(週休日等に含まれる時間を除く。)」を加え、「勤務した」を「勤務をした」に改め、同条第3項中「各号に定める額」の次に「(前2項に規定する勤務に従事する時間を考慮して規則で定める勤務をした職員にあっては、その額に100分の150を乗じて得た額)」を加え、同項第1号中「(当該勤務に従事する時間等を考慮して規則で定める勤務をした職員にあっては、それぞれの額に100分の150を乗じて得た額)」を削る。

第18条第2項中「から第10条まで、第10条の3及び第10条の4」を「及び第9条」に改める。

第19条第2項中「、6月に支給する場合には100分の122.5」を「100分の125」に、「100分の102.5)、12月に支給する場合には100分の127.5(特定管理職員にあっては、100分の107.5)」を「100分の105」に改め、同条第3項を次のように改める。

3 定年前再任用短時間勤務職員に対する前項の規定の適用については、同項中「100分の125」とあるのは「100分の70」と、「100分の105」とあるのは「100分の60」とする。

第20条第2項第1号中「、6月に支給する場合には100分の102.5」を「100分の105」に、「100分の122.5)、12月に支給する場合には100分の107.5(特定管理職員にあっては、100分の127.5)」を「100分の125」に改め、同項第2号中「、6月に支給する場合には100分の48.75」を「100分の50」に、「100分の58.75)、12月に支給する場合には100分の51.25(特定管理職員にあっては、100分の61.25)」を「100分の60」に改める。

別表第1を次のように改める。

別表第1(第3条関係)

行政職給料表

職 員 の 区 分	職務 級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級
	号給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
定 年 前 再 任 用 短 時 間 勤 務 職 員 以 外 の 職 員	1	183,500	230,000	265,300	298,800	321,300	355,200	408,300
	2	184,600	231,500	266,300	300,300	323,100	356,900	410,200
	3	185,800	233,000	267,300	301,800	324,900	358,500	412,100
	4	186,900	234,500	268,300	303,200	326,600	360,100	413,900
	5	188,000	236,000	269,300	304,600	328,300	361,700	415,700
	6	189,700	237,500	270,300	305,700	330,000	363,500	417,500
	7	191,300	239,000	271,300	306,700	331,700	365,000	419,300
	8	192,900	240,500	272,300	307,900	333,400	366,600	421,100
	9	194,500	242,000	273,300	309,100	335,000	368,000	422,700
	10	196,200	243,400	274,300	310,700	336,700	369,600	424,200
	11	197,800	244,800	275,300	312,300	338,400	371,200	425,700
	12	199,400	246,200	276,400	313,900	340,000	372,700	427,200
	13	201,000	247,400	277,400	315,400	341,500	374,600	428,700
	14	202,700	248,600	278,700	317,000	343,100	376,500	430,000
	15	204,400	249,800	280,000	318,600	344,700	378,400	431,300
	16	206,100	251,000	281,200	320,200	346,200	380,200	432,500
	17	207,400	252,100	282,500	321,700	347,600	381,700	433,700
	18	209,000	253,200	283,800	323,400	349,300	383,500	435,000
	19	210,600	254,300	285,000	325,000	350,900	385,200	436,300
	20	212,100	255,400	286,200	326,600	352,500	386,800	437,500
	21	213,600	256,400	287,300	328,000	353,700	388,500	438,700
	22	215,200	257,400	288,500	329,700	355,200	389,900	439,500
	23	216,800	258,400	289,800	331,400	356,700	391,300	440,300
	24	218,400	259,400	291,100	333,000	358,200	392,700	441,100
	25	220,000	260,400	292,400	334,200	359,900	394,100	441,700
	26	221,700	261,300	293,400	336,100	361,700	395,300	442,300
	27	223,000	262,200	294,400	337,800	363,400	396,500	442,900
	28	224,300	263,100	295,500	339,400	365,100	397,500	443,500
	29	225,600	263,900	296,600	340,900	366,500	398,600	444,200
	30	226,700	264,700	297,800	342,500	367,800	399,800	445,000
	31	227,800	265,500	298,900	344,100	369,000	400,900	445,400
	32	228,900	266,300	300,100	345,700	370,400	402,000	446,100
	33	230,000	267,000	301,300	347,400	371,500	402,700	446,600
	34	231,100	267,800	302,600	349,200	372,400	403,400	447,000
	35	232,200	268,600	303,900	351,000	373,400	404,100	447,400

36	233, 300	269, 300	305, 200	352, 800	374, 500	404, 800	447, 800
37	234, 400	270, 000	306, 500	354, 300	375, 300	405, 400	448, 200
38	235, 400	270, 800	307, 800	355, 700	376, 200	406, 000	448, 600
39	236, 400	271, 600	309, 100	357, 100	377, 100	406, 500	449, 000
40	237, 300	272, 300	310, 400	358, 500	377, 900	406, 900	449, 300
41	238, 200	273, 000	311, 700	360, 000	378, 700	407, 300	449, 600
42	239, 100	273, 800	313, 000	360, 800	379, 500	407, 500	450, 000
43	239, 900	274, 600	314, 300	361, 800	380, 300	407, 800	450, 300
44	240, 700	275, 300	315, 400	362, 800	381, 000	408, 100	450, 600
45	241, 400	276, 000	316, 300	363, 700	381, 700	408, 400	450, 900
46	242, 000	276, 700	317, 600	364, 800	382, 400	408, 700	
47	242, 600	277, 400	318, 900	365, 700	383, 100	409, 000	
48	243, 200	278, 100	320, 200	366, 700	383, 800	409, 300	
49	243, 800	278, 800	321, 400	367, 600	384, 300	409, 500	
50	244, 400	279, 500	322, 700	368, 300	384, 900	409, 800	
51	245, 000	280, 200	323, 900	369, 000	385, 500	410, 100	
52	245, 500	280, 900	325, 100	369, 600	386, 200	410, 400	
53	246, 000	281, 500	326, 400	370, 000	386, 600	410, 600	
54	246, 400	282, 200	327, 500	370, 600	387, 200	410, 900	
55	246, 700	282, 800	328, 600	371, 300	387, 800	411, 200	
56	247, 000	283, 500	329, 700	372, 000	388, 300	411, 500	
57	247, 300	284, 100	330, 400	372, 300	388, 700	411, 700	
58	247, 600	284, 800	331, 300	373, 000	389, 300	412, 000	
59	247, 900	285, 400	332, 000	373, 700	389, 900	412, 300	
60	248, 200	286, 100	332, 800	374, 300	390, 400	412, 500	
61	248, 500	286, 700	333, 600	374, 600	390, 800	412, 700	
62	248, 800	287, 400	334, 000	375, 100	391, 300	413, 000	
63	249, 100	288, 000	334, 600	375, 700	391, 800	413, 300	
64	249, 400	288, 500	335, 300	376, 300	392, 400	413, 500	
65	249, 700	289, 000	336, 100	376, 600	392, 700	413, 700	
66	250, 000	289, 600	336, 800	377, 200	393, 100	414, 000	
67	250, 300	290, 100	337, 500	377, 900	393, 500	414, 300	
68	250, 600	290, 700	338, 100	378, 500	393, 900	414, 500	
69	250, 900	291, 200	338, 600	378, 900	394, 200	414, 700	
70	251, 200	291, 700	339, 200	379, 400	394, 500	415, 000	
71	251, 500	292, 300	339, 700	380, 000	394, 800	415, 300	
72	251, 800	292, 900	340, 300	380, 500	395, 000	415, 500	
73	252, 100	293, 400	340, 600	381, 000	395, 200	415, 700	

74	252,400	293,900	341,100	381,600	395,500		
75	252,700	294,300	341,500	382,100	395,800		
76	253,000	294,600	341,900	382,400	396,000		
77	253,300	294,800	342,300	382,800	396,200		
78	253,600	295,100	342,800	383,300	396,500		
79	253,900	295,300	343,300	383,700	396,800		
80	254,200	295,600	343,800	384,100	397,000		
81	254,500	295,800	344,100	384,500	397,200		
82	254,800	296,000	344,500	385,000	397,500		
83	255,100	296,300	344,900	385,400	397,800		
84	255,400	296,500	345,300	385,800	398,000		
85	255,700	296,800	345,600	386,100	398,200		
86	256,000	297,100	346,000				
87	256,300	297,400	346,400				
88	256,600	297,700	346,800				
89	256,900	298,000	347,000				
90	257,200	298,300	347,400				
91	257,500	298,600	347,800				
92	257,800	299,000	348,200				
93	258,100	299,200	348,400				
94		299,400	348,800				
95		299,700	349,200				
96		300,100	349,500				
97		300,300	349,800				
98		300,600	350,200				
99		301,000	350,600				
100		301,400	351,000				
101		301,600	351,500				
102		301,900	351,900				
103		302,200	352,300				
104		302,500	352,700				
105		302,700	353,200				
106		303,000	353,600				
107		303,300	353,900				
108		303,600	354,200				
109		303,800	354,700				
110		304,200					
111		304,600					

112		304,900					
113		305,100					
114		305,300					
115		305,600					
116		306,000					
117		306,200					
118		306,400					
119		306,700					
120		307,000					
121		307,400					
122		307,600					
123		307,900					
124		308,200					
125		308,500					
定年前再任用 短時間勤務職 員	基準給 料月額	基準給 料月額	基準給 料月額	基準給 料月額	基準給 料月額	基準給 料月額	基準給 料月額
	192,000	219,500	260,000	279,700	294,900	320,600	362,700

附 則

(施行期日等)

第1条 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条及び附則第3条から第9条までの規定は、令和7年4月1日から施行する。

2 第1条の規定による改正後の宇土市一般職の職員の給与に関する条例（次条において「第1条改正後給与条例」という。）の規定は、令和6年4月1日から適用する。

(給与の内払)

第2条 第1条改正後給与条例の規定を適用する場合には、第1条の規定による改正前の宇土市一般職の職員の給与に関する条例の規定に基づいて支給された給与は、改正後の条例の規定による給与の内払とみなす。

(号給の切替え)

第3条 令和7年4月1日（以下「切替日」という。）の前日において宇土市一般職の職員の給与に関する条例（以下「給与条例」という。）別表第1の給料表の適用を受けていた職員であって同日においてその者が属していた職務の級が附則別表に掲げられている職務の級であったものの切替日における号給（次条及び同表において「新号給」という。）は、切替日の前日においてその者が属していた職務の級及び同日においてその者が受けていた号給（同表において「旧号給」という。）に応じて同表に定める号給とする。

(切替日前の異動者の号給の調整)

第4条 切替日前に職務の級を異にする異動をした職員及び市長の定めるこれに準ずるものをした職員の号給については、その者が切替日において当該異動又は当該準ずるものとしたものとした場合との権衡上必要と認められる限度において、市長の定めるところにより、必要な調整を行うことができる。

(令和8年3月31日までの間における扶養手当に関する経過措置)

第5条 切替日から令和8年3月31日までの間における第2条の規定による改正後の給与条例(以下「第2条改正後給与条例」という。)第9条の規定の適用については、同条第2項中「(5) 重度心身障害者」とあるのは

「(5) 重度心身障害者

(6) 配偶者(届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。)」

と、同条第3項中「13,000円」とあるのは「11,500円」と、「とする」とあるのは「、前項第6号に該当する扶養親族については3,000円とする」とする。

2 切替日から令和8年3月31日までの間における附則第7条の規定による改正後の宇土市企業職員の給与の種類及び基準に関する条例(昭和43年条例第11号)第6条の規定の適用については、同条第2項中「(5) 重度心身障害者」とあるのは

「(5) 重度心身障害者

(6) 配偶者(届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。)」とする。

(通勤手当及び単身赴任手当に関する経過措置)

第6条 第2条改正後給与条例第11条第4項及び第11条の2第3項の規定は、切替日前に新たに給料表の適用を受ける職員となった者にも適用する。

(宇土市企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正)

第7条 宇土市企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を次のように改正する。

第6条第2項中第1号を削り、第2号を第1号とし、第3号から第5号までを1号ずつ繰り上げる。

第7条第2号中「配偶者」の次に「(届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。同条において同じ。)」を加える。

(宇土市職員の育児休業等に関する条例の一部改正)

第8条 宇土市職員の育児休業等に関する条例(平成4年条例第8号)の一部を次のように改正する。

第19条の表第18条第2項の項中欄中「から第10条まで、第10条の3及び第10条の4」を「及び第9条」に、同項右欄中「第8条の2から第10条まで、第10条の3及び第10条の4」を「第9条、第10条の4及び第11条の2」に改める。

(宇土市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部改正)

第9条 宇土市一般職の任期付職員の採用等に関する条例(平成24年条例第33号)の一部を次のように改正する。

第7条第3項を削り、同条第4項中「、第2項」を「及び前項」に改め、「及び前項の規定による特定任期付職員業績手当の支給」を削り、同項を同条第3項とする。

第9条中「第10条まで」を「第9条まで」に、「、第17条及び第20条」を「及び第17条」に、「、第10条」を「及び第10条」に改め、「及び第14条」を削る。

附則別表 号給の切替表(附則第3条関係)

行政職給料表の適用を受ける職員の新号給

旧号給	新 号 給				
	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級

1	1	1	1	1	1
2	1	1	1	1	1
3	1	1	1	1	1
4	1	1	1	1	1
5	1	1	1	1	1
6	2	1	1	1	1
7	3	1	1	1	1
8	4	1	1	1	1
9	5	1	1	1	1
10	6	2	2	1	1
11	7	3	3	1	1
12	8	4	4	1	1
13	9	5	5	1	1
14	10	6	6	2	1
15	11	7	7	3	1
16	12	8	8	4	1
17	13	9	9	5	1
18	14	10	10	6	2
19	15	11	11	7	3
20	16	12	12	8	4
21	17	13	13	9	5
22	18	14	14	10	6
23	19	15	15	11	7
24	20	16	16	12	8
25	21	17	17	13	9
26	22	18	18	14	10
27	23	19	19	15	11
28	24	20	20	16	12
29	25	21	21	17	13
30	26	22	22	18	14
31	27	23	23	19	15
32	28	24	24	20	16
33	29	25	25	21	17
34	30	26	26	22	18
35	31	27	27	23	19
36	32	28	28	24	20
37	33	29	29	25	21
38	34	30	30	26	22

39	35	31	31	27	23
40	36	32	32	28	24
41	37	33	33	29	25
42	38	34	34	30	26
43	39	35	35	31	27
44	40	36	36	32	28
45	41	37	37	33	29
46	42	38	38	34	30
47	43	39	39	35	31
48	44	40	40	36	32
49	45	41	41	37	33
50	46	42	42	38	34
51	47	43	43	39	35
52	48	44	44	40	36
53	49	45	45	41	37
54	50	46	46	42	38
55	51	47	47	43	39
56	52	48	48	44	40
57	53	49	49	45	41
58	54	50	50	46	42
59	55	51	51	47	43
60	56	52	52	48	44
61	57	53	53	49	45
62	58	54	54	50	
63	59	55	55	51	
64	60	56	56	52	
65	61	57	57	53	
66	62	58	58	54	
67	63	59	59	55	
68	64	60	60	56	
69	65	61	61	57	
70	66	62	62	58	
71	67	63	63	59	
72	68	64	64	60	
73	69	65	65	61	
74	70	66	66	62	
75	71	67	67	63	
76	72	68	68	64	

77	73	69	69	65	
78	74	70	70	66	
79	75	71	71	67	
80	76	72	72	68	
81	77	73	73	69	
82	78	74	74	70	
83	79	75	75	71	
84	80	76	76	72	
85	81	77	77	73	
86	82	78	78		
87	83	79	79		
88	84	80	80		
89	85	81	81		
90	86	82	82		
91	87	83	83		
92	88	84	84		
93	89	85	85		
94	90				
95	91				
96	92				
97	93				
98	94				
99	95				
100	96				
101	97				
102	98				
103	99				
104	100				
105	101				
106	102				
107	103				
108	104				
109	105				
110	106				
111	107				
112	108				
113	109				

提案理由

令和6年人事院勧告に伴う国家公務員一般職の職員の給与改定に準じ、条例を改正する。
これが、この議案を提出する理由である。

議案第 5 号

令和 6 年度宇土市一般会計補正予算（第 5 号）について

令和 6 年度宇土市一般会計補正予算（第 5 号）を別冊のとおり定める。

令和 7 年 1 月 2 0 日提出

宇土市長 元 松 茂 樹

提案理由

予算を定めるには、地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 9 6 条第 1 項の規定により、議会の議決を必要とする。

これが、この議案を提出する理由である。

議案第 6 号

令和 6 年度宇土市一般会計補正予算（第 6 号）について

令和 6 年度宇土市一般会計補正予算（第 6 号）を別冊のとおり定める。

令和 7 年 1 月 2 0 日提出

宇土市長 元 松 茂 樹

提案理由

予算を定めるには、地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 9 6 条第 1 項の規定により、議会の議決を必要とする。

これが、この議案を提出する理由である。

議案第 7 号

令和 6 年度宇土市国民健康保険特別会計補正予算（第 4 号）について

令和 6 年度宇土市国民健康保険特別会計補正予算（第 4 号）を別冊のとおり定める。

令和 7 年 1 月 2 0 日提出

宇土市長 元 松 茂 樹

提案理由

予算を定めるには、地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 9 6 条第 1 項の規定により、議会の議決を必要とする。

これが、この議案を提出する理由である。

議案第 8 号

令和 6 年度宇土市介護保険特別会計補正予算（第 3 号）について

令和 6 年度宇土市介護保険特別会計補正予算（第 3 号）を別冊のとおり定める。

令和 7 年 1 月 2 0 日提出

宇土市長 元 松 茂 樹

提案理由

予算を定めるには、地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 9 6 条第 1 項の規定により、議会の議決を必要とする。

これが、この議案を提出する理由である。

議案第 9 号

令和 6 年度宇土市水道事業会計補正予算（第 3 号）について

令和 6 年度宇土市水道事業会計補正予算（第 3 号）を別冊のとおり定める。

令和 7 年 1 月 2 0 日提出

宇土市長 元 松 茂 樹

提案理由

予算を定めるには、地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 9 6 条第 1 項の規定により、議会の議決を必要とする。

これが、この議案を提出する理由である。

議案第 1 0 号

令和 6 年度宇土市下水道事業会計補正予算（第 3 号）について

令和 6 年度宇土市下水道事業会計補正予算（第 3 号）を別冊のとおり定める。

令和 7 年 1 月 2 0 日提出

宇土市長 元 松 茂 樹

提案理由

予算を定めるには、地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 9 6 条第 1 項の規定により、議会の議決を必要とする。

これが、この議案を提出する理由である。